

04 【チェックリスト番号④】 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

○事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

- 1 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写しを添付すること。
- 2 講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。
 なお、修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を様式第15号により証明すること。
- 3 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は次表のとおりとする。

区 分		講習の種類	講習の修了時期
産 業 廃棄物	新規許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	申請受付日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	申請受付日から起算して2年前の日以降 ^{（注）}
	更新許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	許可期限日から起算して5年前の日以降
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	
特別管 理産 業 廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	申請受付日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	申請受付日から起算して2年前の日以降 ^{（注）}
	更新許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	許可期限日から起算して5年前の日以降
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	許可期限日から起算して2年前の日以降
	変更許可	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	

（注）他都道府県又は廃棄物処理法第24条の2第1項に規定する政令市において、既に収集運搬業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているときに限る。